

平成30年12月10日

京都府慢性期医療協会 御中

京都市役所 保健福祉局
健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課

介護医療院の転換補助について

平素は本市医療福祉行政に格別の御理解・御支援をいただきありがとうございます。

さて、本市では、介護療養型医療施設及び介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換されるに当たり以下のとおり補助を平成31年度から実施する予定です。

既に、転換への御意向については、お聞きしておりますが、今後、新たに転換を御希望される場合は、予算を確保等が必要となるため、早めに京都市役所保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課まで御相談いただきますようお願いいたします。

1 補助対象

介護療養型医療施設又は介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換に係る経費

2 補助額単価

- (1) 開設準備経費に係る補助 20万円/床
- (2) 整備補助

| 整備種別 | | 補助単価（1床あたり） |
|------|--------------------------|-------------|
| 創設 | 既存施設を取り壊さず、新たに施設整備を行う場合 | 193万円 |
| 改築 | 既存施設を取り壊して新たに施設整備を行う場合 | 239万円 |
| 改修 | 本体（躯体）工事に及ばない壁撤去等工事を伴う場合 | 96万4,000円 |

3 備考

- (1) 開設準備経費に係る補助及び整備補助はそれぞれ対象となる場合は両方申請することが可能です。
 - (2) 開設準備経費は転換時（前）のみ申請可能です（転換後は申請できません。）。
 - (3) 整備補助については、居室面積を6.4㎡から8.0㎡に改修する場合は転換後でも申請可能です（平成35年度末まで）。
 - (4) 本市及び京都府の予算の範囲内で実施いたしますので、必ずしも御希望に沿えない場合もあります。また、補助の実施まで相当の期間をいただくことがあります。
 - (5) 京都市域以外の施設におかれましては、京都府に御確認ください。
 - (6) 移行定着支援加算（93単位/日）の取得可能期間は1年間かつ平成32年度末までとなっておりますので、御留意ください。
- ※ 詳細等御不明な点は、介護ケア推進課整備担当（TEL 213-5871）までお問合せください。